



金 沢 市 公 報

号外第7号の5

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (財政課) 4
金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (文化政策課)	1	金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (生涯学習課) 4
職員の自己啓発等休業に関する規則 (職員課)	1	金沢市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (金沢西部図書館開設準備室) 4
行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (行政経営課)	3	

規 則

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第3号

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例(平成23年条例第13号)の施行期日は、平成23年4月1日とする。

職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年条例第2号。以下「条例」という。)に基づき、職員の自己啓発等休業(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第3条 条例第3条の規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うと認められるものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第4条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書(別記様式)により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認められる書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第5条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告)

第6条 第4条第2項の規定は、条例第9条第1項の規定による報告について準用する。

(職務復帰)

第7条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

(職務に復帰した日後における最初の昇給日)

第9条 条例第10条の規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準を定める規則(昭和45年規則第23号)第32条に規定する昇給日とする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

自己啓発等休業承認申請書

(任命権者)	申請年月日 年 月 日 申請者 所属 職 職 氏名 ㊟																																																																						
次のとおり 自己啓発等休業 期間の延長 を申請します。																																																																							
1 申請の区分	自己啓発等休業(2及び3に記入) 期間の延長(2及び4に記入)																																																																						
2 自己啓発等休業の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">大学等課程の履修</td> <td style="width: 20%;"> 大学等の名称 (所在地) () </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課程(修業年限)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>履修の期間</td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日から</td> <td></td> <td>年 月 日まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国際貢献活動</td> <td>活動組織</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>活動国・地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>活動分野</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>活動期間</td> <td>国内訓練</td> <td></td> <td>年 月 日から</td> <td></td> <td>年 月 日まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>活動国滞在</td> <td></td> <td>年 月 日から</td> <td></td> <td>年 月 日まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地) ()										課程(修業年限)								()		履修の期間			年 月 日から		年 月 日まで				国際貢献活動	活動組織										活動国・地域					活動分野					活動期間	国内訓練		年 月 日から		年 月 日まで						活動国滞在		年 月 日から		年 月 日まで			
大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地) ()																																																																						
	課程(修業年限)								()																																																														
	履修の期間			年 月 日から		年 月 日まで																																																																	
国際貢献活動	活動組織																																																																						
	活動国・地域					活動分野																																																																	
	活動期間	国内訓練		年 月 日から		年 月 日まで																																																																	
		活動国滞在		年 月 日から		年 月 日まで																																																																	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																						
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																						
既に自己啓発等休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで																																																																						
5 備考																																																																							

(注) この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間

イ アの内容に関する照会先

「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。

「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入する。

「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前研修等の準備行為に参加する期間を記入する。

「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間を延長する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。

該当する には、レ印を記入すること。

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第1条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「東京事務所長 城北児童会館長」を「城北児童会館長」に、「キゴ山天体観察センター館長」を「キゴ山天体観察センター館長 玉川図書館長 泉野図書館長 玉川こども図書館長 金沢海みらい図書館長」に改める。

(金沢市公共工事執行管理規則の一部改正)

第2条 金沢市公共工事執行管理規則(平成元年規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、泉野図書館にあっては泉野図書館副館長、玉川こども図書館にあっては玉川こども図書館副館長」を削る。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審査会規則の一部改正)

第3条 金沢市情報公開及び個人情報保護審査会規則(平成3年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市民局広報広聴課」を「市長公室広報広聴課」に改める。

(金沢市情報公開及び個人情報保護審議会規則の一部改正)

第4条 金沢市情報公開及び個人情報保護審議会規則(平成3年規則第46号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市民局広報広聴課」を「市長公室広報広聴課」に改める。

(金沢市市政情報コーナー設置規則の一部改正)

第5条 金沢市市政情報コーナー設置規則(平成6年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市民局広報広聴課」を「市長公室広報広聴課」に改める。

(金沢市における政策会議の設置に関する規則の一部改正)

第6条 金沢市における政策会議の設置に関する規則(平成19年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「防災管理監」を「危機管理監」に改める。

第4条中「市民局防災管理課」を「市民局危機管理課」に改める。

(金沢市防災管理監設置規則の一部改正)

第7条 金沢市防災管理監設置規則(平成22年規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市危機管理監設置規則

本則中「防災管理監」を「危機管理監」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第8号）附則ただし書に規定する規則で定める日は、平成23年4月1日とする。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例（平成23年条例第12号）の施行期日は、平成23年4月18日とする。

金沢市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第8号

金沢市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市図書館条例の一部を改正する条例（平成22年条例第42号）の施行期日は、平成23年4月1日とする。

平成23年(2011年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄